

規程第7号

独立行政法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程を次のように定める。

平成24年1月12日

独立行政法人建築研究所理事長 村上 周三

独立行政法人建築研究所における公的研究費等の適正な管理に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人建築研究所（以下「研究所」という。）における公的研究費等について、管理体制を明確化するとともに、不正使用の防止及び不正使用があった場合の措置に関して必要な事項を定めることにより、公的研究費等の適正な管理を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に掲げる定義に従うものとする。

- 一 公的研究費等 運営費交付金、競争的資金を中心とした公募型研究資金等をいう。
- 二 部等 部、研究グループ及びセンターをいう。

(最高管理責任者)

第3条 公的研究費等の適正な管理について研究所全体を統括する権限を有し、最終責任を負う者として、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、理事長をもって充てる。

(統括管理責任者)

第4条 最高管理責任者を補佐し、公的研究費等の適正な管理について研究所全体を実務上総括する責任と権限をもつ者として、統括管理責任者を一人置く。

- 2 統括管理責任者は、理事をもって充てる。

(管理責任者)

第5条 部等における公的研究費等の適正な管理について責任と権限を有する者として、管理責任者を置く。

- 2 管理責任者は、総務部においては総務部長、企画部においては企画部長、各研究グループにおいては各研究グループ長、国際地震工学センターにおいては国際地震工学センター長とする。
- 3 管理責任者は、部等における公的研究費等の予算執行管理を行うとともに、不正使用を防止するため適切な措置を講じなければならない。

(公的研究費等の管理に係る事務処理手続き)

第6条 次の業務を担当する各課は、業務を的確に遂行し、公的研究費等の適正な管理を行う。

- 一 公的研究費等のうち、競争的資金を中心とした公募型の研究資金及び寄付金の受託手続き並びに各制度に応じた執行等の相談窓口は、企画部企画調査課が担当する。
- 二 公的研究費等の執行に係る契約事務手続き及び経費管理業務については、総務部会計課が担当する。
- 三 公的研究費等に係る内部監査については、企画部企画調査課及び総務部会計課が担当する。

2 公的研究費等の不正使用に対する申立て等に関する事務手続きについては、「独立行政法人建築研究所における研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程」の規定を準用する。

(不正防止計画)

第7条 最高管理責任者は、公的研究費等の適正な使用を推進するため、不正防止計画を策定するものとする。

2 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は新たな不正発生要因を把握した場合は、適宜、不正防止計画を見直すなど、公的研究費等の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(他の規程との関係)

第8条 公的研究費等の適正な管理に関して、独立行政法人建築研究所会計規程等に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。

附則

この規程は、平成24年1月12日から施行する。